

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和7年7月15日(火)		
開催時間	10:00~17:00		
開催場所	福岡市天神1丁目1-1 アクロス福岡		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	事例で考える議会運営のポイント		
講師等の氏名等	(株)廣瀬行政研究所代表 廣瀬和彦 氏		
内容・結果等	<p><事例で考える議会運営のポイント></p> <p>1. 突然出された動議の取り扱い 秘密会議、修正の動議、懲罰の動議(不穏当発言) 独立の動議:執行機関の主席を求める動議、議長による議題宣告が必要 緊急動議(法律上はない)、日程追加の動議(会期中に議題とする義務を負う) 委員会付託(懲罰の動議)が必要。議事進行に関する動議。動議への修正は不可</p> <p>2. 不穏当発言かどうか判断のつかない発言の取り扱い 発言の取消の動議の要求はOK,違法な動議(不規則発言)地自法132条 法129条1項に基づく議長の秩序維持権限は取消命令、取消し保留の宣告(発言取消を申し出るかどうかの勧告)取り消し命令をすぐ出すことは異例</p> <p>☆ 議員の発言が本当かどうか直ちに判断が付きにくいものについては、後刻速記を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告⇒必ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取消留保宣告をすれば閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取消命令を出すことが可能</p> <p>3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処法 信任決議と不信任決議 法的効果を生ずるもの(長不信任決議)</p> <p>4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い 意見書:地自法99条:一括審議できない場合は、分離してもらう</p> <p>5. 条例・予算審議や質問における排斥の取り扱い:一般質問で除斥する必要性</p> <p>6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い</p> <p>7. 会議時間の変更手法:委員会には規定はない</p> <p>8. 兼業禁止かどうかの判断:50%以内。また、指定管理者は兼業にはならない 政倫で役員にはならない。議会は公開する。公開の原則</p> <p>マトメ:令和4年9月議会において法129条1項に基づく発言の取り消し命令が出されたが、法に関して不備が多々見られた。一般質問に対して取り消し命令を出す場合は同時に取消留保宣告をしなければならない。本会議で議長が取り消し命令をすぐに出すことは異例なことである。また、会議録(音声データ)での確認もしていない。 議会運営に関しては、法律の精査精通が必要である。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	出席者負担金		0
	会費		0
	旅費		0
	宿泊費		0
	合計	別紙明細	0

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和7年7月15日(火)		
開催時間	10:00~17:00		
開催場所	福岡市天神1丁目1-1 アクロス福岡		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	事例で考える議会運営のポイント		
講師等の氏名等	(株)廣瀬行政研究所代表 廣瀬和彦 氏		
内容・結果等	<p><事例で考える議会運営のポイントⅡ></p> <p>11. 発言の訂正・撤回の判断基準 発言した会期しかできない、訂正ではなく、撤回になる</p> <p>12. 審査予定表と休会の取り扱い 休会:活動を停止。自然休会</p> <p>13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い:すべての議事日程が議了したのち、議案の日程追加が否決された場合、議案の審議未了・廃案となる。 議事日程の追加、日程の否決が、議案の審議未了・廃案となる</p> <p>14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い【法123条】2名以上の会議録署名議員委員会の会議録は公開すべき。</p> <p>15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求 【名古屋高判決】会議録原本の開示請求⇒特に規定がない限り開示する義務がある</p> <p>16. 委員外議員の活用と留意点 市会議録117条1項、地自法第105条:副議長:委員外委員の手続きをとる 委員会の参考人招致、委員会で意思決定して議長名で呼ぶ</p> <p>17. 確定日付ある議員辞職願に取り扱い:到達主義の採用</p> <p>18. 議事と議決の定足数の捉え方 法律に則り、議事の定足数、議決の定足数、過半数議決:議長の採決権 【地自法116条】:表決権を有しないので、出席議員数には含まない</p> <p>19. 継続審査・調査機関の手続き</p> <p>20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い 本会議:【法113条】【116条1項】:定足数や表決の要件として「出席」は議場にいることと解される。 マトメ:不穏当発言への対応、並びに発言取り消し留保宣告の活用が町田市議会等で活用されているが、当市議会では対応がなかった。他の市議会の例、あるいは各裁判所の判例を参考に議会運営に関しては研究すべき事案が多い。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	出席者負担金		0
	会費		25,000
	旅費		1,180
	宿泊費		0
	合計		26,180